





Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.



爲堯思言卷之三十一

六府第五上

伊賀小臣源白辟國謹上疏

治土上

夫土六也也。能萬物在。吐之能萬物。故養之者也。則土地。乃在。謂土地。上。一人  
 乃。下。億兆。乃。民。に。至。り。す。と。此。内。に。分。り。て。出。る。を。能。ひ。は。内。に。下。り。て。居。り。而。て。衣。し  
 る。之。食。ふ。故。也。土。地。之。廣。大。博。厚。に。く。平。土。山。土。水。土。入。三。川。分。ち。三。土。又。廣。大  
 博。厚。に。く。地。域。有。り。地。域。乃。曰。又。疆。理。何。疆。理。せ。ま。は。治。め。難。し。疆。理。を。さ。る。に。又。人。居  
 る。に。宜。き。所。有。り。水。居。に。宜。き。所。有。り。水。居。に。宜。き。所。有。り。教。居。に。宜。き。所。有。り。品。に  
 宜。き。所。有。り。治。土。を。治。む。に。堯。舜。の。治。を。伯。禹。司。空。と。爲。り。天下。乃。水。土。を。治。め。棄  
 官。復。と。爲。り。食。土。乃。稼。穡。を。治。め。伯。禹。司。空。と。爲。り。天下。乃。水。居。乃。山。林。を。治。め。三。聖  
 乃。其。功。を。成。て。天下。乃。土。地。遺。不。た。治。を。伯。禹。を。水。地。周。棄。を。食。土。伯。禹。の。山



其行く三土路多終るに六府の内治水治火治金治木の地に於て論志く山水  
を治せり各に其篇八伯島乃治土以下治穀八月棄の食田を治而火六府の治  
夏を高王乃治を奉りて推及んまは敷割乃因革知んて周に於て詳  
悉也周は六師乃治を天地の時に分ちて治せり以下治穀八月棄の地を治  
師乃職也次に治せり穀成論する其其意を高首に事くを事を大日治ふ  
なり下を治せり治せり他邦の事なり通て治せり(下は)也終る  
今世乃治せり見りて同く周制乃封建分て周八州邦畿乃如く諸州乃  
封せり各大名を各國を治せり則邦國は後也極要此地乃封せりを運  
枚丘の臣乃女は周の齊魯晉鄭なり如く其外越布山を治せり松平  
氏以下後代の大才十萬石左右小才萬石千石左右の士を治せり某亦し憐  
邑に據る民を守りて於畿内王乃千才三公の大都小才師を主たり於邑賜田

乃や又亦普請を行ひ目録を後曲輪内外を知武治地を治め所を行  
江戸市甲治め寺社を行ひ勅位奉行を國奉行江戸乃外を治め郡代  
乃治地を治め猶六師乃治乃如く又を國に小身萬石以下守令或は  
半進半退乃倍王何んが取次府に於て日本關之治乃取次ひ封建乃  
制平八今乃時を子載未るも守令に冠冕たりと謂たり如く神制乃治  
中く彌縫也八亮并乃治も或周乃治も室令新と謂ん平治乃各地職乃  
官人同位同等なり大同化乃如く正官等々切り所老中乃支配り是の處  
穢と原古乃如く是を行ひ舟寺社所を國の奉行を一切に徳乃正官を是  
中乃内なる一人に承ら彼むたり是乃如く是近入諸奉行の各官等となり  
を治め之を敷輔藤府吏督院と名をけり是乃如く是稱りなり是臣等稱り  
國乃地制を治るに因りて地職なりと教官とに其属小才乃歸所以下宗令に如

六千石を内治地をもちにたるより教訓をると止るあり或は治教をあるあり  
 平とそむ地内一區域を分ち區域を分りにお地内庶民人室乃あり四方のそむ  
 たすく日を立官名を分ち官界を辨し職名を命に六職入序に必に催王建  
 國辨方正位設官分職以爲民極と謂建國の國階を日至今景尺寸なる  
 中にもちた謂周の洛邑是也辨方八東西南北の方角を辨れり也又位分宗廟  
 社稷宮室朝市門閭の受位を正也又中門入左に中廟入位を正也  
 社稷入位を正し内分治れ三朝を王宮の前面に置朝旦及昏乃三市を王朝去  
 段面に正りて設官分職以爲民極のそむ國階を建立し四方を明辨し宗  
 廟社稷朝市入位を正し治後を序に事を執る大夫臣入居する女府を治け  
 王の輔佐を正しそむ務を治するのそむ去るを正る兆民の中極に協し名  
 を正しそむを正るは結構と謂也區域を分りて王畿を百里方百里也又  
 百里の内百里の内一國に區域を立りて城の居る所を十里より城外也郊を五  
 十里を郊近るを一國一郊を甸と云一國一城ををるを三百里の地也公邑は  
 公邑は今の許村所也甸外を稍と云一國一城ををるを三百里の地也家邑は  
 家邑は大夫の採地也今の萬石左右知行れり一稍外を縣と云一國一城をを  
 るを三百里の内地也小をわつた歸る米地也今關八州の内大名城の内領分如  
 一縣外を畛と云一國一城ををるを三百里王畿と云一國と畛界の地也大夫  
 内大夫は公の米邑也今界八州の内大名城の外領分の如し此三國の内王の  
 親疎を以て食邑を名數しそむ親なるは乃伯封又王の母舅と天子乃  
 公の公の地小目しけし畛地小食む其次なるは乃歸の地小目しけし縣地小食  
 む弥次なるは乃大夫の地小目しけしは稍地小食む大夫の家邑は二十五里なるは方面  
 十二里半也内なるは乃十里なるは方面二十里也公の大夫はなるは方面二十









世尚之者信じて云に正なり也此世ハ家 尚代ハ教ヲ爲メ秦漢ハ人ヲ爲メ國ヲ  
地ヲ爲メ三皇ハ教ヲ爲メ人ハ此世ハ世ヲ爲メ人ハ地ハ世ヲ爲メ人ハ此世ハ世ヲ爲メ人ハ此世ハ世ヲ爲メ  
此人多ク此教ヲ爲メ人ハ此世ハ世ヲ爲メ人ハ此世ハ世ヲ爲メ人ハ此世ハ世ヲ爲メ人ハ此世ハ世ヲ爲メ  
小此世ハ世ヲ爲メ人ハ此世ハ世ヲ爲メ人ハ此世ハ世ヲ爲メ人ハ此世ハ世ヲ爲メ人ハ此世ハ世ヲ爲メ

二曰今職治五職の地終入法小國ニ地也中方角度取三儀經緯升降山川  
形名州里道牧野外入十二職を分ち山川以入八安を緯也一在府有之志也  
其國形を以て之り或ハ其政を余府に分ち一形名以下入三職を經也一右を法不  
に能く之めりを奉也一此地を治るハ要務多水也治め之人民を安んず  
氓を有り之業を教へ之業を執るハ上之法も之を責也形名府也  
下ハ五多ク力も之を私也家に收め一む之父母妻子を養り之身之に足んず若  
其法を刑等一風俗を變化一と永く之彝徳を素の信る十事に之を以て之

此成平居民守民教軍勅事公取私分恒存教化素養入十事を治出の天職  
也一各所入職に任りむ道牧ハ今の道年を以て關所番牧所入類也是ハ  
長官也一官に在るを爲馬ハ又之語を以て高也ハ顔子ハ州里ハ今ハ  
此苗守居大月十日月社所以秘立其法を國の重なり下郡代也  
此法ハ人所シ番城代又ハ諸國ハ大名也凡ハ田を賜ひたる臣下地治の職也  
形名ハ世勸定を以て承る初行也のれ一日本國中輿地入國籍也一凡  
地治入職に分ち一時一と國籍より愛也其考を以て封人の職也  
是也一曰外四方の外國を治也ハハ其法を以て田籍所ハ唐山之封  
守ハ朝辭於天子厚也其禮也其志厚也一惟其を爲る如之此外日本  
に屬一其禮也并に外國官吏の地籍沿海出入を以て之を以て之を徳ハ  
也一此中に職有り大名を指揮進退一凡外國聘使往來入送迎書信入

事すくたき異國の河原官典客大行人等入り一房總百志或ハ相  
豆三浦湯賀の成塞防海のうも徳國在岸一已十二官入職孝令入官  
少後之利害を陸延正より下條入也

二向此留守居此日此其法有行此職ハ一居職陣法侯郎其宗廟社  
稷凡鬼神人民入居地を掌る毎に 一乃許中儀を始り京大坂法園の香燭  
焚香此洞并に大名入居職陣法に戸入法並用取成此儀也大名科解官  
者之の制圖あり 一乃此宗廟あり日先久能上此其法古社々其地不入制圖を此  
うとそ制及を施す不謂城壁ハ主公陰に控く其國を掌る設け也取にそ初さる  
不入地ありと亦一満人氏に因て居候一夫其國に親せり入制を廢しなく此  
乃所轄轄の要に然さそい許入初を此地ハ許入古意より中を万物の昇安を此  
攻守乃便利也此乃下法を今此に大奉行と新た小職是の制也なき是りた

別に福をに及びたふ初た此官儀をたたりと亦入駐たり  
此此ハ此の官儀此と云ふ此官儀を中用にして其入りたる此は此入り  
此ハ此修考何と云ふ中法者此と云此の在る此と云ハ大なる缺官也 考一  
此官儀を初り官儀あり由法者其其南入職也一此乃此也江戸の外一京  
大坂より以下法園此初儀入りも此官儀に物なく此不恒の格入初を此官儀  
此に考より下法者ハ許法所入り也一朝之選より親領一此此ハ將帥を此  
此ハ此の在る 許法此此ハ此の制也此國を此法並此此に此此國政も  
其時に此官儀を初り又大名の職方此此に此と云ふ此の此と云ハ此の  
國を此の民を此の此に此の此此此也此と云ふ此の此此此此此此此  
是も此の制圖を此と云 上法の之此此此に此此此一此と大名の此此上  
中一の此此を初り大なる此此此此此此此此此一人に此此此此此此



古を賜りて彼所に住し、上乃苑園中に餘り大名家其入誓勅を慰すべし  
まハ天竺の宗毛に因まハ今の如く大名大名の命を教た者一終りて其地入  
後園別荘を毎一獨樂せんや、自由民の活計ありに孰きこと且前に他  
りも奪傷と思ふまハ漢西色結末を述と江の源を海をたをと一三本  
不空の大名以旗本以家入すくに此二故知有りまハ菊菱の古も雜免の古も初  
く入與徳と名稱一なりん是にと大名入り包安海包安抱包安よりまて  
まき思ふまじく津徳を以て一古名入包安一三包安に限るとまハ彼も昔を  
思ふに古き家富ハ古も自ら廟と管仲の伯氏の評色三言を古名と因り入  
海より一又之を布を治るの儀と評し凡度下士入包安ハ厚生に中はそ今此  
番包安善治法を治るなり江戸の番包安ハ一領と一領とをせらまハ大に信  
む上に役人其司の如くハ津博近世に包安とに信くは古まハ少方の古名を昔

便利たりたり是に古旗本入士入包安も江戸に在る古今の十分を包安も  
包安入包安ハ同志を學生に中はそ西包安武士包安入内に下はまハ大  
に一領一領に成り轉る者津川河を得たり此津博地より下大名包安古名  
乃包安國ハ古及より男大入官ハ武を送り彼官に包安ハ國とは思ふは昔  
洲自ハ此國古入 宗廟ハ包安山日芝久能山中在り下上野芝之川入三  
寺ハ國包安後高とく 津陵善入地也此墓地古まハ七太切の下古まハ昔  
境内店古りく三寺を合へ方三十里も下下先王入創方三十里ハ國包安  
下を合へるまハ向後三寺に津川具取古名古寺を包安川海晏古海泉岳  
三院を併りて江戸入葬地と定め武ハ厚化古名古の如く法を入も可也海の古ハ  
まき古十寺入境内に輪の居りて大名包安古名古より下古下市民の葬  
地を禮法入りて創りて其地所と定封とハ古古入武を包安ハ大に礼制は計ハ

江戸入葬地あり、吾州に如く所に散礼元清寺あり、一編ふ如く江戸中大いふ  
法中をあり、且長名出旅女あり、かくは之に君に事へ死すと、君を王を十寺を  
に屍を以て中獲り、なま禮なるを、かくは日、其貞の心を添へ、又民入葬地、  
右入十寺の内、溝邊を別け、右外側に、いふ、市の中、市法の因て、聚り葬  
り、かくは、又、是も、かくは、君の市に、日、因、神、日、君、相、あり、死、かくは、君、入、葬、地、  
日、神、日、君、日、世、の、屍、と、お、け、り、を、思、り、篤、實、温、厚、の、心、を、忘、り、  
上、大、表、序、葬、院、入、る、を、始、め、り、身、分、知、地、溝、邊、の、り、を、考、り、下、は、民、入、葬、地、  
葬、式、乃、以、之、を、施、し、を、職、と、い、は、は、江戸の社禮を、山王神、日、入、り、山王を、社、  
神、日、を、禮、せ、り、其、計、を、遷、り、入、ま、先、王、社、禮、を、取、り、り、礼、を、以、て、祀、享、り、り、且  
法、所、に、散、禮、せ、る、大、小、神、祇、を、も、ま、く、其、計、の、右、後、水、川、或、は、龜、戸、を、神、法、川、の、傍  
湯、邊、で、神、法、を、言、山、法、を、祝、言、地、下、り、多、於、祝、言、入、り、下、一、遷、り、一、條、に

縮め、手、故、地、に、上、り、り、り、り、一、尤、是、は、邊、民、生、生、に、中、は、民、官、法、所、入、神、を、禮、に、  
江戸に、西、邊、神、祇、を、謂、に、て、陰、羽、入、り、如、は、波、邊、に、中、は、ぬ、を、に、  
江戸、入、社、禮、宗、廟、王、祇、臣、郎、因、後、苑、園、陵、室、の、ぬ、を、い、  
右、身、法、に、に、  
曰、所、在、り、は、職、ハ、天下、工、商、官、入、民、官、  
市、井、九、割、圖、を、こ、り、  
訟、を、聽、く、  
右、に、分、ち、各、を、  
堂、間、  
を、  
を、



○五十年改元の事ありて是日五條宮に市賣ありて是日牛車  
第一土御門石川宮の通り川原宮所水の橋邊本所筋の所連中へは下谷  
湯治湯の事を清き子に云く市筋の中所と定め左右（幾何あり）  
所地を廻拂し同の所を設け計梅海邊を別し正長五年正月五條宮  
よりあるに二子あるを長萬二子とある長と云ふは孝正の別なりと云ふ長八日辛  
後をより二子ある正月八日塵布をよりる所師八市にせりよりあるに二子物何を  
取り二子ある長八日布を飾り市官に入るに孝正も口辛後八日商民の口を  
追ひ一人別に繼げ後也と云く上り信長に充りて法男八女に三條二條に瓦八  
子敷に因り創せ立り男ありて二年八日女八日二條女二條  
三年八月十二日女八日三條女八日六日二條女二子二十日女二日二日台後七  
二十日後七條女八日二日十五年にむり男ありて十日後女八日十日後女八日二日  
池

今所を改元極むと謂唯其日あるを念ふに男ありて五年  
大治二年を別し女子八日十と云く一子二日後二子を別し皆廢を死々凡男子年二十  
女子五十一と云く死にむるあり男八日後一子二日後二子を別し皆廢を死々凡  
是を改元を池をとりて謂也白道治所を載せんと謂ふに男ありて知也  
因り能く後後をとりてと云く大治二年をとりて云先を因り既に大  
義二日をとりてと云く女子八日二日に準り塵布八日の相も後也由民の相も其  
入り孝正の信長と名らる所と云く肥前に嫁しそ征をとりて  
其或は名を石に給ひて免れり又かあるに給分とせりまは七に地也を三  
分を分けく空ありて一市征の今の市官と云く若く入り高質賣材孝正  
の多き者にありて一入征を別し今物征八日の日物に後と謂うか皆五  
十分一を別するに一車牛よりありて其力より十の二を物と云はひ或は後あり



亦免租多ハ大中少租一税下小輩一税一也何れを何れを自の比用物を金浦  
をわらぬ何れを納ると云ふ必死の意に定めりて下輩八分の車力の  
車や牛一匹も一匹の征牛八分三方千後馬六分を陸を運下物を運せられ  
皆四時に一箇の、用を止む古制を廢却せる法也七のを征の五は死に  
征りて五をせざるをに征りては平均の市厘の征あり母車牛の征  
亦にも論より如く周公且の座なるを徴するに後世の商者亦其の法  
差にはくたぬ、漢入武帝高車征半を征るを免くはを極めくを聚斂  
ちるを利る大に得ると評す武帝を利るハ則ち用を利る也因に其  
に國中及い郊に人民亦高之數以厚其力以給を免くは時徴を止む  
或ハ高車輦の數を并其と評す辨其六皆を徴する也唯唐ハ其征  
亦或徴く租用せられた國中に賣ると武帝に賣りては年を武帝の高車に

算其の徴るたると其の徴無たに用を止むを減らふや其とも新たふ  
天下の商賣より此數征を徴する軍國入用は充てむや其とも其を  
聚斂と評するに此の古民雜戸の地法又亦其原生に在りや法を用て  
其を所を治むた一江戸所在の地法を定むは法國の所在の法は  
乃時市をも治むる下市中の細小租ハ其法を定むと其を考へる  
在りや典徴に徴するに之を考へる論罪刑戮を定むるに  
是日寺社在りは職を上等に其法を定むるに所定あり其の法に  
下天下散在り寺社地を治むる法造民原生に在りや又其法を定む  
天下法國の古民の地を治むる法又其法を定むるに天下を其法を  
鬼乃其法より其法を定むるに其法を定むるに其法を定むるに其法  
を定むる法を考へる其法を定むるに其法を定むるに其法を定むるに

欽税の職典せしむ所も巨り説に據りて此女にも大に金府せよと

為堯思言卷之三十一次

為堯思言卷之三十二

六府才正下

治土下

伊賀小臣坂田辟國彦上疏

六百遠國奉行是今の京都所司代を貴やし其以下二條治城代番所在  
外禁裏仙洞附大坂治城代番所奉行江河治城代番所奉行甲府勤番  
支配長治奉行依波奉行山田奉行日光奉行赤良根浦賀等の奉行を  
謂也治城内を治る者ハ江戸治面<sup>治</sup>治奉行也同月の法を文城外市中を  
治るハ江戸所奉行の法を文寺社造造入地を治るハ江戸治社奉行の法を文  
田野入地を治るハ江戸治社奉行の法を文道牧門關ハ江戸道中奉行  
の法を文たる上を俗神田習の害せ者を存く地職を存す下  
七曰領事地改今の世昔石よりなる大名の治るを領分と謂ふ事を隨之



此非を入浦くく上ノ原府に領地を一大名治地は博見乃西ハ江戸以る名  
此善治を以て日付入法を更御下市中ハ江戸町在村の法を更御社造也  
の地を治るハ江戸古社在村の法を更御入地を治るハ江戸少助定在村郡代  
少助入治に似しを收門関を治るハ江戸善治在村の法を似したる上  
千以智入善治在村有く之を地法を更御一此今の世大名の國より有  
たる公邑ありハ此領下と云を命を更御大名ハ此土地人民を依り永く治の法  
其他首を公府へ申すハ口並れと云を更御の大名ハ賜りり大名ハ口並永た  
以て此臣に領一と云を命を更御あり此善く 縣官ハ此善治と古制に  
まこと有る官吏ハ此善治を以て始の土地なる不欠一應思ふより一人も  
人民ハ此邑なるを更御を更御あり大名を更御と云ハ是も不欠不欠  
民此之民有るく之邑入官用より治る更御ハ善く危殆入り也之を加へハ

三韓臨郡の賦之員也此より一此善くふじのり人々を此善治ハ此く分此善治  
在村を以て所料不更に此善治立らる一此名も此用も遠にあり上ハ初たり  
土地人民を更御也勿論此の土地を以て賜りり土地なる一期も賜りり  
此領下の名を更御領分ありと定め之正員領前に云法乃如く大名より賜る  
一此善治入更御今の此領下領下ハ此善治下に之と云ありり一此代定此  
或ハ二十手定免名少減し之此善治の此領下一此或ハ田代今力善治を大名  
より善く此善治を大名より賜りり賜りり此善治を更御命を更御と云報此善治  
を計りり云在上下人許此善治一此善治也又此の世此善治大名より賜り  
國勢を以て領分地所居此善治を以て賜りり賜りり賜りり賜りり賜りり賜りり  
或ハ極要唯名ノ地を更御に知りり又此善治の人々と云三川に此善治  
丈ハ此善治を以て國勢を以て賜りり賜りり賜りり賜りり賜りり賜りり賜りり

八幡宮久遠古くも移動せし一寺あり石を尾入人の地を削る古法あり知り  
二月を以て之を定むる國領を執る古法あり其後には其國領も三浦なる  
一寺あり古くも移動せし一寺あり石を尾入人の地を削る古法あり知り  
二月を以て之を定むる國領を執る古法あり其後には其國領も三浦なる  
一寺あり古くも移動せし一寺あり石を尾入人の地を削る古法あり知り  
二月を以て之を定むる國領を執る古法あり其後には其國領も三浦なる

八幡宮久遠古くも移動せし一寺あり石を尾入人の地を削る古法あり知り  
二月を以て之を定むる國領を執る古法あり其後には其國領も三浦なる  
一寺あり古くも移動せし一寺あり石を尾入人の地を削る古法あり知り  
二月を以て之を定むる國領を執る古法あり其後には其國領も三浦なる  
一寺あり古くも移動せし一寺あり石を尾入人の地を削る古法あり知り  
二月を以て之を定むる國領を執る古法あり其後には其國領も三浦なる

此寺は平久遠古くも移動せし一寺あり石を尾入人の地を削る古法あり知り  
二月を以て之を定むる國領を執る古法あり其後には其國領も三浦なる  
一寺あり古くも移動せし一寺あり石を尾入人の地を削る古法あり知り  
二月を以て之を定むる國領を執る古法あり其後には其國領も三浦なる  
一寺あり古くも移動せし一寺あり石を尾入人の地を削る古法あり知り  
二月を以て之を定むる國領を執る古法あり其後には其國領も三浦なる

七道并八國を辨すめ少くも之を懐く罪ならず字を先すむ  
道徑と東海を江戸上京大路に比し本京路は江戸より京右坂にむかひの  
大を在りしなり是東州甲府等凡の古きを云海路は古き入る例に在りし  
とらふと如き事ト云路入大小に比し創其法人の横尺二尺馬六尺牛八  
九尺車も九尺輿六尺ト大路は横尺三尺馬六尺牛八尺ト次も海路を  
左右の廣六尺深九尺ト水路に鬼舟に平均しく兩旁を海舟に在り候ハ  
市中を渡り候ハ諸橋の如く海路の舟を以て舟と云ふは舟下古き路ハ海を混  
走く横尺十三間ト尺之を他ハ八間半ト舟の隙及び五尺を此中に用ひ大をハ  
一人一牛を船の五丈五尺九寸ト尺を海ハ左右各五尺深七尺五寸也中路ハ舟一輿を  
船の四丈八尺ト尺を海ハ左右各五尺深六尺也中路ハ舟一人を船の四丈八  
七尺半ト尺を海ハ左右各三丈五寸深五尺五寸也小路ハ一人一牛一輿の横尺  
三丈三寸五寸半ト尺を海ハ左右各三丈深五尺也小路ハ一人を船の三丈五寸半ト尺を海ハ  
右右各二尺五寸深五尺五寸也細道ハ唯一馬を容るハ一丈二寸半ト尺を海ハ左右  
各二丈深五尺五寸ト尺一人一輿を容るハ九尺一尺半ト尺を海ハ左右各一尺五寸深  
三寸也宅徑ハ之の如く一丈半ト尺ハ片海と云ふあり或ハ舟もあり路ハ徑也陽也  
男也道ハ緯也陰也如之宅徑ハ是れ入雜也如に大路ハ緯ハ大道中路ハ緯ハ中  
乃亦も同一也天下ノ道路江戶紋如の海路を混一其大堅を幅十三尺一  
等其大横を十尺深一尺五寸ト尺半横を八尺五寸深八尺五寸ト尺半横を  
四尺五寸深一尺五寸ト尺半横を五尺五寸ト尺半横を二尺五寸ト尺半横を  
二尺一寸及い田崎電徑一尺一寸ト尺九寸也一里に小徑あり五尺に中徑あり  
十里に大路あり二十里に心達あり三十里に大寸あり達徑ハ道徑入倉敷等  
心也名を二里ハ五尺を此を始め法を入石を心ハ何を路ハ何と名付と云



乃道布一里毎に村を起し一丁を以て西二尺入石柵を建東西南北各  
面（ありとも）を以て里敷を曲敷直と云を金利とする也今醫政所を煩  
城入碑の如く之を所とむる所とを各年々々内白に記す也

門を國門也と云繩ノ大木戸由形に官に大木戸とするの、行くに後極務運  
井等入口に足らん江戸と田舎の疆自り明なり形に以て國門と也郊の  
境自に國門を建らるる一里之に東海を甲居たり今之を統新官に大木戸  
を以て歸入見付入りて大木戸に以て之を以て此郊の境自と此年中は行の  
本末をきくはれはれはれ大木戸極務運に戸田入派しに極務運はれはれはれ  
乃大木戸總の方へ中川波波の川を以て中川波波の川を以て是れ國門  
之を國門と云はれはれはれ大木戸極務運に戸田入派しに極務運はれはれはれ  
乃後運井中川戸田日波波の川を以て中川波波の川を以て是れ郊の境

國門を建り門を金と云論を極付國門を考り出入を談し衣服祝儀人々  
之を極務運の方へはれはれはれ大木戸極務運に戸田入派しに極務運はれはれはれ  
兩刀を授けり且て用入者此の民男女出入を以て大木戸一丁の女小波波  
外は車大波波の川を以て極務運はれはれはれ大木戸極務運に戸田入派しに極務運はれはれはれ  
此の貨物一千の極務運はれはれはれ大木戸極務運に戸田入派しに極務運はれはれはれ  
此二征を以て國門の要務と云國門の極務運はれはれはれ大木戸極務運に戸田入派しに極務運はれはれはれ  
且大木戸に極く天下旅行の衣式者に元と一國の國門也を郊の東に設  
くたし衣に東海を以て計入川入書中ひは、熊谷の五子も其を以て二書極務運は  
極務運はれはれはれ大木戸極務運に戸田入派しに極務運はれはれはれ大木戸極務運に戸田入派しに極務運はれはれはれ  
國門に極りや、新國門を極（是れは）國門の法に如くに國門の法に如くに  
を云職を以て且此用礼入也、後官師と、是高木所を以て村所を以て







以下大石法士乃自修に制限を為さず一々大石の法士に如きくは是年  
在方耐也其人乃解ひて前物帳とを是年在行一可幸約調(のう)氏  
信郵官にわたる法士何人ある難流る何に由前物大石経路を信  
信止持人何人ある何に由入將行殿より等級連署入將書(之)人番  
書官乃押さる由も尤道中五十人ある是度之に之を公家より成丈と  
ころ如一方二様等とを子細に之を積る海舟一七増人を在中之を積る  
之入を色たより物信止行より二休せ行入百半日を隔て通りせんと在行一  
お對候也由も是年一左書止行止に人る也也也也也也也也也也也也  
乃其職は淨より上書(之)今も是も、水川の信郵官に如く、其官初め乃是人  
る在法止が宛前物の言自大石長経を前札乃通政ありて別件をい官  
と信郵の吏使同席は如く乃其職は其書の通人る在行海舟札を是年

人馬出立兩着乃時刻を速(之)りを職と候也又一書も其書ありて其年  
物を送らばた是世其乃具ふ七遺物おはしと三日揚け所と道宿に浮入を  
る法と若れ小指(之)は又お行と道宿を將行と聚談所と其書をさ  
をを多ハ罪おさ其事に因とハ法りきと座人(之)其新入官人是に若使  
士(之)お辱しむ或ハ死刑に受むも何と信郵官ハ將行に人るを信寄付止  
何と入る者も其家門の政事と候也其年(之)因と

將軍家の人馬何役も候事大石所止ハ借下さる云世定入也お恥お上  
累登入若使何も在るに民に宣行あり畜に天の何と告けし信宿の誤  
乃將行入陸路より物送ハ其將行人るを信免率ハ度々信郵官に歸一  
八百在法といふ也沖人乃物宿入物送其方若ハ其法に初り宿跡乃書更  
り物池の所を之と云ふ一日將行殿持原の法といふも在中に在るは其

将約を為め道官に中此乃めあふ今之家つ入備備等是等々の  
如く常々を苦むるに於ては百歳を伴ふ政に於ては神を祀りて之に  
立入傳郵作も亦く強に同祖と云ふ必免出民力徳候に給ふ其其に  
之が定給為入亦不毎に人をはり強送れは之を寧ん中卒権威と著  
果限も亦く不の所人馬をまゐり或は物物物を持て人里に於て已ま  
且病むと傳ふが死ふ意中より福たんと為り巧にたまは後を承くそ  
人里城物一歩のり或は夫人是位ひ入後物されはか合能く已まそ  
後人れ申出られを考と為ま下七口を流り如く人馬のり世を傳郵の宿  
更より亦く入將約機(酒)一を家入將約己う日のか死す物を持て  
のれ己の力い如く入人馬を考と為ま下七口を流り如く人馬のり世を傳郵の宿  
為めりまそ上裁乃牙とならなく又口部ハ人馬を考と為ま下七口を流り如く人馬のり世を傳郵の宿

ハ後れあまハ亦く是等々波自の流り人馬のり世を傳郵の宿  
みと不も不可あふそ亦く助苦使ハ人馬のり世を傳郵の宿  
官長方たハ之流ハ法書にあり如く

符ハ今ハ書下ハ信 中書下ハ信又今ハ書下ハ信 第一今ハ書下ハ信  
乃之は書下ハ信 上ハ書下ハ信 下ハ書下ハ信 中書下ハ信 下ハ書下ハ信  
た下ハ書下ハ信 二物を割るは書下ハ信 一物を割るは書下ハ信 二物を割るは書下ハ信  
豊をたハ今ハ書下ハ信 上ハ書下ハ信 下ハ書下ハ信 中書下ハ信 下ハ書下ハ信  
こり 市街市街ハ軍馬調教或ハ命を合く長崎法派の書下ハ信  
海甲第ハ地をとり方面に中書下ハ信 一物を割るは書下ハ信 二物を割るは書下ハ信  
活結市街又に及びは書下ハ信 一物を割るは書下ハ信 二物を割るは書下ハ信  
書入活結市街法ハ人馬のり世を傳郵の宿 一物を割るは書下ハ信 二物を割るは書下ハ信





道城の上沼日光入 津藤行を此の申候に親世有の時 上乃津馬  
可方丸國へ出るとの事ありて之を命を馬力者入城と云ひ此物の城  
邑路申京方路を此の事ありて是等申古河岩槻宇都宮等皆乃に  
道城細定めらるる事あり高りよらぬにて能事ありて是等此乃  
宿更に在て此の事ありて此の事ありて此の事ありて此の事あり  
浦(中用)の時用いむりてに此の事ありて此の事ありて此の事あり  
と謂ふ

帯札の道行藤行に令根淺を齋持し百子世辨此れを候申官も亦  
後入の三幣を亦く候事ありて此の事ありて此の事ありて此の事あり  
乃根極をて此れを申必用入物に爲ると是等申所及此の事ありて  
必用入物と一宿一昼の淺茶候入淺飲酒の淺者候入浅人足の淺

外馬の淺加を此の淺酒入淺後酒の淺酒爲乃浅門關の浅酒候事の  
後聲昂の淺草靴の淺雨具入淺應病の淺死僵入浅比十七日  
乃此の事ありて此の事ありて此の事ありて此の事ありて此の事あり  
後、之れを此の事ありて此の事ありて此の事ありて此の事ありて  
乃一宿能に何千文百文入酒何程人足一人此定候浅身に此の事あり  
後、何程浅社場相持浅何程の事あり何程候事あり大名号人乃此の  
在に是れを此の事ありて此の事ありて此の事ありて此の事ありて  
念終り此の事ありて此の事ありて此の事ありて此の事ありて此の事あり  
ハ此の事ありて此の事ありて此の事ありて此の事ありて此の事あり  
多事一足り此の事ありて此の事ありて此の事ありて此の事ありて  
一宿限入是れと此の事ありて此の事ありて此の事ありて此の事あり

其重村を程更にもたせりて凡そ此道に於て入用候へば江戸より出立候は  
其處にて和物を扱へば是れ一及甲申産入等より出立候は其處に  
有るより福を扱へば是れ一及甲申産入等より出立候は其處に  
此物にを賣る一幣九十七の事一札に定むる爲少許其は甘きと齋に  
便利に候へば之は官限入通利候は是れ近くは信を治る事  
口は右のを出立日候より其重村にて出立候は是れ近くは信を治る事  
在り候へば川崎候は是れ川崎入分を其重村に候は是れ近くは信を治る事  
今も七川候は是れ今も一匹を産入候は是れ近くは信を治る事  
出立候は是れ今も一匹を産入候は是れ近くは信を治る事  
海之川中宮に告陸候は細民の操申候は是れ近くは信を治る事  
乃其重村にて出立候は是れ今も一匹を産入候は是れ近くは信を治る事

後放候は是れ其重村にて出立候は是れ今も一匹を産入候は是れ近くは信を治る事  
あり候は

牧六斗馬を其重村にて出立候は是れ今も一匹を産入候は是れ近くは信を治る事  
後六斗馬を其重村にて出立候は是れ今も一匹を産入候は是れ近くは信を治る事  
乃其重村にて出立候は是れ今も一匹を産入候は是れ近くは信を治る事  
仕立今入 所出馬物 其重村にて出立候は是れ今も一匹を産入候は是れ近くは信を治る事  
と 外に其重村にて出立候は是れ今も一匹を産入候は是れ近くは信を治る事  
人馬若親に其重村にて出立候は是れ今も一匹を産入候は是れ近くは信を治る事  
人の長を其重村にて出立候は是れ今も一匹を産入候は是れ近くは信を治る事  
あり北其重村にて出立候は是れ今も一匹を産入候は是れ近くは信を治る事  
也一其重村にて出立候は是れ今も一匹を産入候は是れ近くは信を治る事



尾に押し相及りし乳をの時より去る陰は外傳し水氣若荆茨を  
流流せりしを懼り服汗我後を能潤し其年自ら尊れり上品を棄  
馬し下品を耕畜高きとて國家に牛馬を多しとて又國牧乃外  
民屋に乳をせりし者も幣帛を造りて之を征をせり去り此後牛馬を  
既に世に物とせり其後傳に在る者も入頭正を乞ふ國用民平を是を  
尊るれを修めり何れ番國の高欲腹載に非れ強陀入頭成列後  
老く通件に用い牛馬乃肩を弛ふと云え在る勅書と云

為亮正卷之三十二終





